

東京電力「福島第1原発事故」に関する議長声明

1 苛酷事故の発生

本年3月11日に発生した東日本大地震とこれに伴う津波によって、東京電力の福島第1原子力発電所において重大な事故が発生した。この事故においてどのような事態が生じたのかについては、今後後述する事故調査によって十分に解明されるのを待つ必要があるが、少なくとも現在においても極めて深刻な事態が刻々と生じていることは明らかである。

すなわち、原子炉の冷却材の喪失ないし外部電源の完全喪失によって炉心の冷却が不可能となり、炉心の露出による損傷が生じたことから、原子炉の圧力異常上昇が生じ、大気中へのベントの実施、水素爆発、これによる原子炉建屋の破壊などの事態が生じた。加えて使用済み燃料貯蔵プールにおいても、冷却機能の喪失により、水素爆発による建屋の破壊などの事態が生じた。こうした事態が4つの原子炉において次々と生じたことにより、大量の放射性物質が大気中に放出され、原子炉及び使用済み核燃料プールへの注水によって大量の汚染水が海中に流出した。これらの放射能漏出は現在も継続している。

この事態は、まさに苛酷事故(シビア・アクシデント)というべき状況であり、チェルノブイリ事故に匹敵する「レベル7」という認定がなされている。

2 これまでの「安全神話」の根本的な誤り

東京電力をはじめとする原発を運用する電力会社と政府は、わが国の原発は絶対に安全であり深刻な事故を生じることはないという、いわゆる「安全神話」を振りまいてきた。しかし、現代の事故工学の知見においては、あらゆる事業において事故の発生は避けられないものと考えられている。そのような認識のうえで、事故原因を除去する万全の努力により、事故の発生をできるかぎり避けること、そして、事故が発生した場合においては、これによる被害発生をできるだけ回避し、あるいは軽減することが必要である。危険な事業を行う事業者にはこのような対策を万全に行うことが要求されるのであって、そのような事理を無視して「絶対的な安全」を吹聴することは、それ自体が虚構であり、無責任な不実の言辞と言うべきである。

今回の事故は、このような虚構の「安全神話」が惹起した事態であり、決して不可抗力の天災ではない。東京電力は「想定外」の高さの津波が事故の原因であるかのような見解を示しているが、今回の津波に匹敵する津波が歴史的に観測されていることは、すでに地震学の見解が示していたところである。また、そもそも自然現象に対してその限界や影響の程度を「想定」して、これを超えれば事故を防止できないという対応そのものが誤りである。放射能汚染という取り返しのつかない事態、すなわち、人類にとって致命的な災害が惹起され得る原子力事業においては、どのような災害・事件が発生しても、それによって致命的な事態(放射能災害)が生じることを避けることができるような備えと対応が、当該事業者には要求されるのである。

日本のような地震国において、しかも海洋に面して原発を立地・運用する以上、どのよ

うな大規模な地震であれ、もし地震動によって破壊されても致命的な事態を招かない設計、そして津波に施設全体を襲われても機能停止に陥らない電源設備と冷却機能などの設計が求められたのであって、それが不可能なのであれば、事業者はそのような立地そのものを避けなければならない。

3 当面必要な課題

このような事態の進行を前に、継続する危機的な事態の改善と放射能漏出の阻止に全力を尽くすことは当然として、そのほかに、少なくとも以下のような施策が必要とされている。

(1) 情報の完全な開示

福島第1原発の内部で進行している事態の詳細と、周辺地域の状況、特に、放射線量の測定値をはじめとする放射能汚染のデータを含む情報を、すべて開示することが必要である。周辺住民の「過剰な危機感」や不安の増大を回避するとか、風評被害を防止するなどの理由で、情報開示を抑制することは誤りである。十分な情報があつてこそ、人は正しい判断が可能となる。また、このような危機的な事態に直面している周辺住民と国民にとって、事態をありのままに知ることは、基本的な権利というべきである。

(2) 危険な原発の速やかな停止

今回の苛酷事故の発生によって、原発には重大な危険性が内包されていることが明らかになった。まさに「安全神話」は虚構であることが証明されたのである。そうであれば、現在も地震活動期にある日本列島において、特に大地震と津波の危険が予想されている立地点に所在する原発を停止し、それから対策を講じることが必要である。また、今回の福島第1原発の1号炉と同等の古い設計の原子炉及び老朽化している原子炉についても、同様に直ちに停止し、対策を講じることが必要である。もとより、原発の新增設計画は直ちに中止すべきである。

(3) 周辺住民の被曝の回避

これまでに観測されたところによれば、すでに震災当日ないし3月12日のベント以来の大気中への放射性物質の大量放出により、高濃度の放射能が拡散し、広範囲の地域が汚染されつつある。引き続き放射線量の観測を実施しつつ、累積される放射線量を適切に予測して、健康上の被害を生じる可能性のある地域に居住する住民を速やかに避難させ、あるいは、必要な被曝防止策を実施して、その健康と社会的・経済的生活を保護する政策の実施が必要である。長期におよぶことが予想される避難生活には、避難所の設置だけでは不十分であり、正当な経済的補償が伴わなければ人間的な最低限度の生活が営めないことを認識しなければならない。

また、現在議論が続いている小中学校の屋外活動を制限する限界放射線量をどのように設定すべきかの問題は、年間20ミリシーベルトという緊急時における大人の基準を適用することには疑問がある。子どもには大人より放射線が強い影響を与えることを何よりも重視すべきであり、そのうえで実効性のある保護が実現されるような対応が求められる。

そして、今後の長期的な放射線障害の影響を考えるならば、周辺地域の住民について、プライバシーに配慮しつつ継続的な調査を実施し、放射線被曝の事実経過を記録しておく

ことも検討されなければならないであろう。

(4) 緊急対応に従事する労働者の安全衛生の確保

本件事故に対する対応のために、多くの労働者が現地において作業にあっている。これら作業員の放射線被曝が、極めて憂うべき状態にあることが次々と明らかになっている。規則上必要な放射線量測定すら確保されず、安全を確保するために必要な情報や知識、装備が与えられないまま危険な作業に従事し、制限を超える放射線当量の被曝を受けた従業員が続発している。また、これらの労働者の宿舎などにおける待遇は劣悪であって、その疲労は極限に達している。こうした劣悪な待遇により、新たな放射線被曝の被害が生じることのないよう、確実な労働者保護の施策が必要である。

(5) 事故調査の実施

以上のような施策を確実に実施し、さらに今後の原子力政策の方向を正しく決定するためには、今回の事故の原因及び経緯について、事実関係の解明が万全になされることが必要不可欠である。そのために、適切な事故調査機関が設置され、事故調査が実施されなければならない。この事故調査機関には、高度な独立性が確保される必要がある。すなわち、原発事業の実施に利害関係を持つものを排除し、客観性のある調査が実現されなければならないから、事故の当事者である東京電力はもとより、これまで原発事業ないし原発行政の推進に関与してきた組織や個人を排除して、独立した第三者によって構成される事故調査機関を設置する必要がある。そして政府内部においても、原子力安全・保安院や原子力安全委員会や、その関係省庁である経済産業省や文部科学省からの影響を受けずに任務を行うことができるよう内閣府に設置して、万全な独立性を維持して事故調査が実施されなければならない。

次に、この調査機関による調査は、刑事処罰や懲戒処分などの責任追及から分離しなければならない。調査の結果が、刑事責任の追及などに利用されることが予想されるならば、自分自身や第三者への責任追及への発展を懸念する関係者が情報の提供を躊躇し、事態の解明に必要な情報の収集が阻害される恐れがある。同時に、刑事処罰などの可能性がある不利益な供述を拒むことは、憲法上の権利(憲法38条1項)でもある。なお、この調査の結果が、民事上の被害救済における証拠資料として用いられることは、適切に認められなければならない。

(6) 被害の弁償

この事故によって、すでに著しい被害が各方面に生じている。周辺住民の強制的避難は重大な経済的・人道的被害を強いているし、農業、畜産業、漁業、その他の製造業をはじめとする経済活動に甚大な被害を生じている。東京電力は、これらについて速やかに十分な賠償責任を果たさなければならない。そして、東京電力の賠償能力を超える損害については、原発事業を国策として推進してきた国が、補填しなければならない。なお、東京電力はすでに、「異常に巨大な天災地変」(原子力損害賠償法)に該当するとして免責を主張しているが、上記のとおり本件事故は自然災害による不可抗力に帰すべきものではなく、必要な対応を怠っていたことこそが問題とされるべきであるから、このような主張は認められるべきではない。事故防止に対する必要な対策とコストの投入を怠っておきながら、事故が起きた場合には天災地変として免責される運用を許すなら、それは理不尽であると

同時に、事故の再発防止を阻害する前例にしかない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、以上の諸施策の速やかな実施を強く要求するものである。

4 浜岡原発の永続的停止を

上記のとおり、今回の苛酷事故の発生によって、原発には重大な危険性が内包されていることが明らかになった。現在も地震活動期にある日本列島において、特に大地震と津波の危険が予想されている立地点に所在する原発を停止することが急務である。

そのような危険な原発の筆頭として指摘されている中部電力浜岡原発は、高い確率で発生が予想されている東海地震の想定震源域に位置し、今回のような事態に見舞われた場合には、周辺地域の被害はもとより、首都圏にも放射能がおよぶなど、その影響は著しく甚大なものになることが懸念される。それにもかかわらず、中部電力が停止中の3号機の再稼働を表明していたことは、まことに理解できないところであった。こうした経緯を経て、5月9日に、中部電力が政府の要請を受けて4・5号炉を含めた同原発の全面停止を決定したことは評価すべき前進であるが、本来当然の措置というべきものである。

今なお政府及び中部電力は、2～3年後に地震・津波対策の防潮堤工事などが完了すれば再稼働するという計画を表明している。しかしそのような対応は、進行中の危機的な事態から教訓を学ぶことすら拒否し、「想定」の範囲内での対応で足りるとするものであって、とうてい許されない。政府と中部電力はこの計画を直ちに撤回すべきであり、原発政策の抜本的見直しをなされるまで、浜岡原発の停止は継続されなければならない。

5 今後の原発行政の見直し

上記のとおり、福島第1原発における重大な事態により、今日の原発には致命的な危険が内包されていることが明らかになった。まさに「安全神話」は虚構であることが証明されたのである。もし原発事業者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれば、たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じる事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にあるとされており、今後も大地震と津波の危険が予想されているのである。

このような状況の下で、原子力発電というシステムが抱えている危険性を直視する必要がある。今後早急に、上記の事故調査を十分に実施して事故の原因を解明しなければならない。また、これまでのエネルギー政策を根本的に見直し、原発に依らない(あるいは、原発抜きの)電力供給体制を確立すべきである。

今回の事故を「特殊な事態」として過小に評価することなく、根本的な政策の見直しを行い、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、今厳しく問われていることを指摘したい。

2011年 5月18日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 鳥 海 準